

平成23年度個別施策ヒアリング資料(優先度判定)【文部科学省】

施策番号	24186	施策名		知財活用支援事業			
新規/継続	継続	領域	イノベーション創出	国際的位置付け	—	AP施策	
競争的資金		e-Rad		社会還元			
施策の目的及び概要	<p>大学等の海外特許の取得支援、産学のマッチングの場の提供、特許のパッケージ化等の各種施策により、大学等の知的財産活動を支援し、大学等の研究成果の技術移転の促進を図る。</p> <p>平成23年度は、関係投資機関との連携により、大学等の保有する未利用特許の事業活用を加速する仕組みの導入を行う。</p>						
達成目標及び達成期限	<p>我が国の国際競争力を強化し、経済社会を活性化していくため、大学等及び技術移転機関における知的財産活動を支援し、大学等の研究成果の技術移転を促進する。</p>						
研究開発目標及び達成期限	<p>本施策により、以下のことを達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等における特許のグローバル出願率(海外特許出願件数/特許出願件数)の向上 ・本施策により支援した海外特許出願の特許査定率について、直近の米国特許庁・欧州特許庁の特許査定率の平均値を上回ること 						
23年度の研究開発目標	<p>本施策により、平成23年度中に、以下のことを実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本施策により支援した海外特許出願の平成23年度までの特許査定率について、直近の米国特許庁・欧州特許庁の特許査定率の平均値を上回ること ・特許マップの強化や実用化データの補強等により、大学等の特許をパッケージ化する仕組みを整備すること ・関係投資機関との連携体制を構築すること 						
施策の重要性	<p>「新成長戦略」において、知的財産の適切な保護・活用が我が国の持続的な成長に貢献するものとして記載されている一方、大学等の保有する特許については、その利用率が20%程度にとどまっている。</p> <p>知の源泉たる大学等の研究成果を海外特許として出願することは国としての財産確保に直結するが、大学等の特許のグローバル出願率は欧米に比べ低い水準にあり、国益にさらに資するために海外特許出願への取組を国として強化する必要がある。</p> <p>仮に日本の研究成果を外国に特許出願しなければ、外国におけるその発明の実施(製造・販売・使用)に関して実施料収入等は得られず、また無制限で海外企業の利用を許すこととなる。その結果、日本における研究開発意欲減退、国際競争力低下につながり、国益を大きく損なう事態となる。</p> <p>そのため、関連技術の特許を含めて集積してポートフォリオ化し、関係投資機関と事業主体であるJSTの機能を連携させること等により、優れた大学等特許の事業活用を支援する本事業は重要である。</p>						
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・特許化支援では、外部有識者による委員会で支援の可否を審議した上で、支援を実施(出願した特許は、実施を希望する企業がライセンスを受け、実用化を目指す)。 ・平成23年度は、関係投資機関との連携により、大学等の保有する未利用特許の事業活用を加速する仕組みを導入。 						
H22予算額(百万円)				H23概算要求額(百万円)			
2,238				2,735			
独立行政法人名(運営費交付金施策のみ)				JST			
H23概算要求額の内	<p>【特許化支援】1,368 特許関係経費(出願関係経費、審査対応関連経費等) 【J-STORE】(システム保守費、運営費等)95</p>						

記	等 【知財活用促進ハイウェイ】(パテントマップ強化費、実用化データ補強費等)700		
期間	H15～	資金投入規模(億円)	
これまでの成果 (継続のみ)	<p>・これまでの成果及び実施プロセスの進捗状況 平成22年3月までの累計で、 海外特許出願支援件数:7,258件 支援した出願の平成21年度特許査定率:米国74%(米国平均44%)、欧州100%(欧州平均51%)。</p> <p>・評価等の状況 文部科学省独立行政法人評価委員会による事業評価はA評価(平成15～21年度)。</p>		
社会情勢・ 技術の変化(継続のみ)	<p>・グローバル競争の激化、新興国の激しい追い上げの中で、我が国が国際競争力を備えた技術を持続し続けるためには、戦略的な知的財産の創造及びそれらの国際的規模での保護・活用が必要。(日本の研究成果を外国に特許出願しなければ、外国におけるその発明の実施(製造・販売・使用)に関して実施料収入等は得られず、また無制限で実施を許すこととなる。その結果、日本における研究開発意欲減退、国際競争力低下につながり、国益を大きく損なう事態となる。)</p> <p>・しかしながら、諸外国の実績と比較すると、例えば、グローバル出願率は米国の約51%、欧州の約63%と比べわが国は約23%にとどまっており(2008年度)、大きく遅れている。</p> <p>・また、大学等の保有する特許の利用率は20%程度に留まっている。</p> <p>・このような状況の中、我が国においても政権の方針として「知的財産立国の実現」や「研究力の強化」等が掲げられており、大学等の研究成果を基にした知的財産の創造・保護・活用の推進が不可欠。</p>		
昨年度優先度判定 (継続のみ)	着実	優先度判定時の指摘への対応(継続のみ)	<p>【指摘事項】</p> <p>・コモンズ関連施策は、他の類似例に比して対応分野が広域にわたるため、他に類を見ない内容になること、また、権利の開放に係ることから、その検討・実施に際しては、経済産業省、特許庁等の関係府省や実際に権利を開放する大学や企業等と充分連携の上、実際に本コモンズを通じて知財が継続的に有効活用される運用となるように充分留意する必要がある。</p> <p>・特に人材育成については、他省庁との連携強化が行なわれるべきである。</p> <p><対応></p> <p>・JST知的財産戦略委員会や科学技術コモンズの制度を検討する研究会において、特許庁、工業所有権情報・研修館、大学、企業等の有識者で議論し、その意見を参考にスキームを構築した。</p> <p>・経済産業省所管の法人と情報交換を継続的に行うとともに、当機構より講師を派遣し、目利き人材育成研修プログラムの講義を当該法人が実施する研修プログラムの一部として実施することで、他省庁との連携を強化した人材育成を行った。</p> <p>・平成22年8月31日、経済産業省所管の官民出資ファンドである産業革新機構とJSTとの間で、「科学技術による産業創出に向けた協力協定」を締結したところであり、今後、本協定に基づき、大学等の持つ知財の積極的活用のための連携・協力を図っていく。</p>

国民との科学・技術対
話推進への対応(対象
施策のみ)

—